

令和6年度 久万高原町職員(学芸員)募集要領

1 採用予定人員

職 種	専門分野	採用予定人員	勤務先等
学芸員	自然科学・生物学	1名	面河山岳博物館

2 受験資格

- (1) 昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 大学卒、大学院修了又は見込みの者
- (4) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に定める学芸員資格を有するもの。（学芸員としての業務経験のある者が望ましい。）
- (5) 石鎚山系とその周辺における自然と人文に関する資料について、収集、調査研究、保管及び教育普及を行い展示の企画立案・運営に自らが意欲的に取り組み、博物館の魅力向上・活性化に貢献できる人
- (6) 採用までに久万高原町に住民登録し、将来にわたって町内に居住する意思を有する者

3 試験日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合格発表
第 1 次試験	※書類選考	久万高原町役場等	受験者全員に合否を通知する。 (12月下旬の予定)
第 2 次試験	第 1 次試験合格者に通知 (1月上旬の予定)	久万高原町役場等	受験者全員に合否を通知する。 (1月中旬の予定)

4 試験の方法

試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、次のように行います。

なお、第 2 次試験は第 1 次試験に合格した者に対して行います。

区 分	試験・検査科目	試験の内容
第 1 次試験	書類選考	自然科学・生物分野における資料の収集・調査研究や展示の企画立案・運営に対する意欲等について、受験申込時に提出された小論文・研究業績書類により審査します。
第 2 次試験	面接試験	職務遂行に必要な適正等について、個別面接を行います。

5 受験申込及び提出書類

(1) 履歴書 1部

市販(JIS規格)のものに自筆で詳細に記入し、最近3ヵ月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身の写真を添付してください。

(2) 資格証書等 (各写し)

学芸員資格証書、大学卒業者は卒業証書、大学院修了者は修了証書

(3) 志願理由 1部

(小論文に代わるものとししますので、詳しくA4版原稿用紙400字詰に3枚以上5枚以内。パソコンデータ打ち出し可)

(4) 研究実績(発表を含む。)、調査歴、実務歴等に関する経歴書

当該分野に関する研究業績目録及び資料(論文、報告書、著作、企画展等に係る資料等の写し)を添えて提出してください。

(5) 記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

(6) 申し込みの際に提出された書類については、採用の資料に使用するもので他の目的には使用いたしません。

また、合否にかかわらず返還できませんのでご了承ください。

(7) 申し込み期間中に「久万高原町役場 総務課」まで郵送(簡易書留)又は持参してください。(封筒の表面に(学芸員)「受験申込書在中」と朱書きで記入してください。)

6 受付期間

令和5年11月6日(月)から令和5年12月8日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)に受付を行います。

郵送で申込を行う場合は、令和5年12月8日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

7 合格後の留意事項

(1) 採用予定日

令和6年4月1日

(2) 給与等

初任給は、久万高原町職員の給与に関する条例(平成16年条例第46号)等の規定により、原則として次のとおり支給されます。初任給は、職歴及び学歴等がある場合は、一定の基準に基づき調整されます。

(令和5年11月1日現在)

現行給料月額	諸手当
大学卒 185,200円	久万高原町の給与に関する条例等に定める扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が該当者に支給されます。
大学院修了(修士) 198,500円	

8 その他

受験手続、そのほかお問い合わせは、総務課総務行政班へご連絡ください。

提出先及び問合せ先	住 所	連 絡 先
●久万高原町役場 総務課 総務行政班	〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万 212 番地	TEL 0892-21-1111 (内線 163) FAX 0892-21-2860 久万高原町ホームページ http://www.kumakogen.jp/